

廃曲〈笠間の能〉小考

竹本幹夫

世阿弥の芸談『申楽談儀』第十四条は能作に
関して三ヶ条続く最初の条である。その末尾
に、亡父観阿弥作の〈卒都婆小町〉の場面割愛
事例に触れた後、次のようにある。

道盛、言葉多きを、切り除けくして能
になす。丹後物狂、夫婦出でて物に狂ふ
能也し也。幕屋にて、にはかにふと今の
様にはせしより、名有能となれり。然ば
能も当世くを心得て〔笠間の能、今程不相
応か、昔はかく成とのみ心得べからず。

右は第十六条に井阿弥作という(道盛(丹後
物狂)の詞章・配役の改訂事例を述べたもの
である。両曲とも妻の役でツレが出る能だが、
前者は詞章の推敲割愛を、後者はツレ役の割
愛を行って成功した先例の紹介である。能も
時流を考えよとの結論に注記される傍線部に
ついて、例えば『世阿弥・禅竹』では、

廃曲『安犬』(ワキ笠間十郎)の古名らしい。
足利氏に謀反する人物がシテ。

とある。そして反足利的な人物がシテ(実は謡
本では母がシテ)であるのが「今程不相応」の理
由と考えるのが、従来の通説である。

〔安犬〕は小山氏の乱に取材した廃曲であ
る。小山氏の乱とは、鎌倉時代以来、下野国

(現栃木県)守護を務めた名族の棟梁小山義政
と子息若犬丸とによる康暦二年(二三八〇)か
ら応永四年(二三九七)にわたる関東の大乱で、
乱後2年で自害した義政の遺志を継いだ若犬
丸が神出鬼没の活躍を見せたが、結局追い詰
められて自害し、その遺児二名は捕らえられ、
鎌倉公方足利氏満(尊氏の四男基氏の子)の命
で殺害された(『鎌倉大日記』他)。これは氏満
の権威確立過程での、京都の足利將軍家に近
くしかも関東最大の在地勢力に対する、公権
を背景とした弾圧であった。足利將軍と鎌倉
公方は、この乱以前から緊張状態にあったが、
両者の関係はこれ以後さらに流動的となった。

廃曲〔安犬〕の構成は次の様である。1 安犬
(子方・従者(トモ)の登場(父若犬の戦死を知り母
の許に下向)。2 従者・母(シテ・安犬の応対〔案
内を乞うが警戒する母に安犬と名乗り屋敷に
入る〕。3 笠間(ワキ)登場(若犬討ち取りと安犬捕
縛のこと、門前で開門の要求)。4 母子の応対(母の
説得により屋内に潜伏)。5 乳母(オモアイ)・笠間

従者(アドアイ)の応対(居留守)。6 笠間・安犬・
母の応対(笠間の挑発に安犬が応酬、母も包囲を見て
匿うのを断念)。7 母子の活躍(共に斬って出た母の
健気さに敵も感動)。8 母子と笠間勢(立衆)との
闘争(五十騎の敵との切組)。9 三人の闘争・結
末(母子は笠間を斬るが安犬は大勢に取り押さえられ、
母は呆然と見送る)。

右は鴻山文庫蔵了随三百番本に基づき、能
楽研究所蔵上杉家旧蔵番外謡本や国学院大学
図書館蔵上掛り番外謡十五冊本で補った。ア
イについては明確な指定がないが、詞章内容
や「シカく」の注記等から想像した。国学院
本は、第9段の末が母子で敵を追い散らし共
に都に上るという別詞章だが、乱の顛末から
は乖離しており、後代の改変とされる。〔安犬〕
が〔笠間の能〕と同一曲とすれば斬られ役が曲
名になっていることになり、〔安犬〕の曲名が
ふさわしいように思える。しかし本曲の筋立
てを見る限り、実は誰がシテとも判然としな
い作風で、当初は敵役の笠間と子方安犬、及
び母が活躍する多焦点演出であったのではな
かるうか。それが後世の類型化の過程で〔安犬〕
と改名されたとしても不自然ではなからう。

本曲の作品研究に天野文雄氏「〔笠間の能〕
をめぐる諸問題」(『世阿弥がいた場所』ぺりかん社
二〇〇七、一九九九初出)があり、「今程不相応」と
する理由については、従来の説と同じ立場を
とる。しかしながら、そう考えた場合、謀反
人の一子である安犬丸の活躍を描くことと、

笠間一党による安犬丸の捕縛を描くことので、どちらが「不相応」なのかは不明確なのであって、何に対する遠慮なのか実はよく分からないうい。しかも従来の説のように政局に対して「不相応」ならば、本曲を作ること自体が「不相応」なはずである。そもそも地方の動乱に関わる政治的に微妙な問題に対し、猿楽者が付度出来たとも思えない。「今程不相応」というのは、この注記が『申楽談儀』の編者元能による編纂時のものと仮定して、乱後すでに三三年を経て、もはや事件が世間から忘れられ「今程不相応」になったと考えるのが至当である。本曲がもてはやされた一時期があったのであろう。

これは〈笠間の能〉の成立が乱後間もない頃、応永四、五年の間と考えることと一体である。キワ物的な制作事情の能に、応永二十一年（二四一四）の実盛幽霊出現の噂話に取材した世阿弥作（実盛）があるが、これは本説が『平家物語』であり、発端の事件が忘却されても作品には生き残る力があつた。いっぽうの〈笠間の能〉Ⅱ（安犬）の題材は、歴史的には地方の大動乱として注目されるべき事件ながら、幕府中枢や朝廷がまったく関わらない地域限定的な武力抗争であり、乱終息後は速やかに忘却された可能性がある。乱の首魁小山義政の首級が上洛するとの噂は、『実冬公記』永徳二年（一三八三）五月八日条に見え、乱自体に都人が無関心であつたわけではなく、だからこ

そ能の制作も行われたのだろう。しかし本事件を取り上げるのは、もっぱら『鎌倉大日記』『鎌倉大草紙』などの編纂された史書である。例えば若犬の遺児二人の処刑は同時代記録には見えない。後世の編纂ながら『鎌倉九代記』では二人は、若犬ではなく若犬与党田村庄司の遺児とする。本曲が事件直後のキワ物的な能であつたならば、本曲第9段に見える、安犬十四歳・笠間十郎二十七歳という具体的な年齢設定は、当時の風聞に基づいていた可能性がある。能と史書のどちらが事実に近いのか、実は判然としない。

〈安犬〉は『自家伝抄作者付』に佐阿弥作とあり、『いろは作者注文』には「をやま」の別名で曲名のみを掲載する。佐阿弥は、金春禅竹嫡男の大夫元氏が多武峰八講猿楽で初演した〈碁〉の作者である『禪風雜談』、『申楽談儀』の〈笠間の能〉とは時代が合わず、『自家伝抄』の説は信じがたい。『申楽談儀』に曲名が引用される場合、とくに断りのない限り、多くは観世座所演曲である。それは『三道』に掲げられた応永年内の人氣曲二九曲が、すべて観世座所演曲であること（作者のほぼすべてが観世座関係者であることから確実視される）と同様の現象である。〈笠間の能〉も、他座の演目であれば無用の注記である。当然観世座所演曲であつたのだろう。これをたやすく廃曲候補に組み入れる『申楽談儀』第十四条の口吻は、本曲が観阿弥や世阿弥の作ではなかつたことを想像さ

せる。元能自作の可能性も限りなくゼロに近い。この注記が、井阿弥作の〈通盛〉（丹後物狂）の改訂記事の後に現れることに注目したい。改訂程度では救えない時代遅れの作品として、井阿弥作品の一つがここに例示された蓋然性は高いのではなからうか。

既知のことながら、〈安犬〉の冒頭の「次第」は、「花の跡とふ松風に、残るこの身ぞあやうき」の跡とふ松風は、雪にや静かなるらん」の影響を受けている。〈一人静〉の結末の句「雪に吹きなす花の松風、静が跡を問ひ給へ」も観阿「次第」の類想句とされ、同曲の井阿弥作説が提起されてもいる。この「次第」の表現は後代にもしばしば再利用されるが、〈安犬〉の場合、同一作者だからこそその影響の共有ではなからうか。

井阿弥のその他の作、〈丹後物狂〉（通盛）（守屋）と比べると、井阿弥の作風とされる、物語の構想をそのまま能に仕立てようとする志向との共通性が感じられる。また多焦点手法と一体の安犬の母が活躍する設定は、井阿弥の作風の具体例として〈丹後物狂〉（通盛）について想定されている原曲の姿に近い。〈安犬〉の「この身Ⅱ木の実」のような平俗な秀句仕立ての詞章は、〈守屋〉にも通じる点がある。何よりも「今程不相応」な時代性が、井阿弥の作である可能性を示唆しているよう。

（早稲田大学名誉教授）